

◎議 事 日 程（第5号）

令和2年3月23日（月曜日）午前9時30分 開議

- 日程第1 常任委員長報告
- 日程第2 議案第1号 愛西市空家等の適切な管理に関する条例の制定について
- 日程第3 議案第2号 愛西市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償基金に関する条例及び愛西市消防団員賞じゅつ金基金条例の廃止について
- 日程第4 議案第3号 愛西市プールの設置及び管理に関する条例の廃止について
- 日程第5 議案第4号 愛西市農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例の廃止について
- 日程第6 議案第5号 愛西市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第6号 愛西市パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第8 議案第7号 愛西市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第9 議案第8号 愛西市介護保険条例の一部改正について
- 日程第10 議案第9号 愛西市企業立地促進条例の一部改正について
- 日程第11 議案第10号 新市建設計画の変更について
- 日程第12 議案第11号 解約金の額の決定について（佐屋デイサービスセンター）
- 日程第13 議案第12号 解約金の額の決定について（佐織デイサービスセンター）
- 日程第14 議案第13号 市道路線の廃止について
- 日程第15 議案第14号 市道路線の認定について
- 日程第16 議案第16号 令和元年度愛西市一般会計補正予算（第7号）
- 日程第17 議案第17号 令和元年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第18 議案第18号 令和元年度愛西市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第19 議案第19号 令和元年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第5号）
- 日程第20 議案第20号 令和元年度愛西市下水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第21 議案第21号 令和2年度愛西市一般会計予算
- 日程第22 議案第22号 令和2年度愛西市国民健康保険特別会計予算
- 日程第23 議案第23号 令和2年度愛西市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第24 議案第24号 令和2年度愛西市介護保険特別会計予算
- 日程第25 議案第25号 令和2年度愛西市水道事業会計予算
- 日程第26 議案第26号 令和2年度愛西市下水道事業会計予算
- 日程第27 議案第27号 愛西市下水道条例の一部改正について
- 日程第28 発議第1号 愛西市議会委員会条例の一部改正について
- 日程第29 選挙第1号 海部地区環境事務組合議会議員の選挙について
- 日程第30 選挙第2号 海部地区水防事務組合議会議員の補欠選挙について（市長推薦）

日程第31 議会運営委員会の閉会中の継続審査について

日程第32 議会広報特別委員会の閉会中の継続審査について

◎本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

◎出席議員（18名）

1番	馬 淵 紀 明 君	2番	石 崎 誠 子 君
3番	佐 藤 信 男 君	4番	竹 村 仁 司 君
5番	高 松 幸 雄 君	6番	吉 川 三 津 子 君
7番	原 裕 司 君	8番	近 藤 武 君
9番	神 田 康 史 君	10番	島 田 浩 君
11番	杉 村 義 仁 君	12番	鬼 頭 勝 治 君
13番	鷺 野 聰 明 君	14番	山 岡 幹 雄 君
15番	大 宮 吉 満 君	16番	加 藤 敏 彦 君
17番	真 野 和 久 君	18番	河 合 克 平 君

◎欠席議員（なし）

◎地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市 長	日 永 貴 章 君	副 市 長	鈴 木 睦 君
教 育 長	平 尾 理 君	会計管理者兼 会 計 室 長	加 納 敏 夫 君
総 務 部 長	奥 田 哲 弘 君	企画政策部長	宮 川 昌 和 君
産業建設部長	山 田 哲 司 君	教 育 部 長	大 鹿 剛 史 君
市民協働部長	渡 辺 弘 康 君	上下水道部長	鷺 野 継 久 君
消 防 長	横 井 利 幸 君	健康福祉部長兼 福祉事務所長	伊 藤 裕 章 君
子育て支援事業 担当部長兼 児童福祉課長	中 野 悦 秀 君	下 水 道 課 長	山 田 英 穂 君

◎本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	服 部 徳 次	議 事 課 長	大 野 敦 弘
書 記	猪 飼 隆 善	書 記	近 藤 泰 史

午前 9 時30分 開議

○議長（鷺野聰明君）

おはようございます。

本日は御苦労さまです。

御案内の定刻になりました。定足数に達しておりますので、ただいまから継続会を開会いたします。

次に、本日、追加議案が提出され、開会前に議会運営委員会が開催されましたので、議会運営委員長より報告をしていただきます。

○議会運営委員長（鬼頭勝治君）

議会運営委員会の報告をいたします。

本日、開会前に追加議案として議案第27号と発議第1号、選挙第2号が提出されましたので、議会運営委員会を開催し、御協議いただきました結果、本日御審議願うことと決定いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（鷺野聰明君）

ただいま議会運営委員長から報告がありました議案を追加いたしました。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第1・常任委員長報告（委員長報告・質疑）

○議長（鷺野聰明君）

日程第1・常任委員長報告を行います。

各常任委員会へ付託をしました議案等につきましては、それぞれ御審査を頂きましたので、会議規則第38条第1項の規定に基づき、審査の経過並びに結果について御報告をお願いいたします。

最初に、総務文教委員長、報告をお願いいたします。

○総務文教委員長（竹村仁司君）

総務文教委員会の結果を報告いたします。

総務文教委員会は、3月12日午前9時から開催し、当委員会に付託されました案件を慎重に御審査いただきました。お手元に委員会審査報告書の写しを配付していただいております。

議案第1号：愛西市空家等の適切な管理に関する条例の制定については、主な質疑で、緊急措置について、職員自ら行うのかの質問では、業者委託を想定しているが、状況により簡易に実施できるものについては、職員で行うことも考えられるという答弁でした。

質疑の後、賛成討論があり、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第2号：愛西市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償基金に関する条例及び愛西市消防団員賞じゅつ金基金条例の廃止については、主な質疑で、佐屋町時代は必要性があつてつくられたと思うが、なぜつくったのかの質問では、当時の目的は不明だが、この補償や賞

じゅつ金については、条例で支払規定がある義務的経費であり、特定目的基金で持っている意義がないため、今回廃止するものであるという答弁でした。

質疑の後、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第3号：愛西市プールの設置及び管理に関する条例の廃止については、主な質疑で、解体工事の日程は年度をまたぐのかの質問では、令和2年度中にプール解体工事は終了する予定であるという答弁でした。

質疑の後、反対討論がありましたが、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決されました。

議案第5号：愛西市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正については、質疑の中で、法定代理人と成年後見人は同じとの説明であったが、成年後見人以外の代理人が付き添うケースはないと考えてよいのかの質問では、印鑑登録における法定代理人は成年後見人のみであるという答弁でした。

質疑の後、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第6号：愛西市パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正については、質疑の中で、今回の給与改定によって皆引上げになると思うが、月額給与が引下げになる方はあるのかの質問では、今回の条例改正の上限部分で引下げになる方はお見えにならないという答弁でした。

質疑の後、賛成討論があり、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第10号：新市建設計画の変更については、主な質疑で、合併特例債が5年延長して20年使えるという話の中で、本市としての起債可能額はどれぐらいか。また、どのような事業に充てられているのかの質問では、発行可能額は全体で303億円、うち47.9%を利用して約145億円を借り入れている。主な事業としては、小・中学校のトイレ改修、非構造部材の耐震改修工事、勝幡駅前の整備、庁舎建設事業などであるという答弁でした。

質疑の後、反対討論、賛成討論がそれぞれあり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決されました。

議案第16号：令和元年度愛西市一般会計補正予算（第7号）のうち当委員会に付託を受けました部分につきましては、主な質疑で、校内ネットワーク整備に関し、タブレット端末を1人1台配置できるのはいつか。また、授業でどのように使うのかとの質問では、令和6年度ぐらいになる。また、授業では、漢字の書き順、動植物の生態、体育でのフォームの確認などの動画の利用による学習効果や立体の展開図などの視覚に訴えることで理解が深まるものでの活用、外国語の発音・リスニングなどでの活用などが考えられるという答弁でした。

質疑の後、反対討論、賛成討論がそれぞれあり、採決の結果、議案第16号のうち当委員会に付託を受けました部分については、賛成多数で原案のとおり可決されました。

議案第21号：令和2年度愛西市一般会計予算のうち当委員会に付託を受けました部分につきましては、主な質疑で、防災ハザードマップについて、外国人用のものも用意するのかの質問では、主に日本語で、一部英語で記載されているものを予定している。また、韓国語、ポルトガル語、中国語等の多言語対応のものをホームページで閲覧できるようにする計画であるとい

う答弁でした。

また、外国語指導助手派遣事業について、予算が大きく増額となっている理由はの質問では、文部科学省が示している新学習指導要領に合わせ、小学校でALTを増員するためであるという答弁でした。

質疑の後、反対討論、賛成討論がそれぞれあり、採決の結果、議案第21号のうち当委員会に付託を受けました部分については、賛成多数で原案のとおり可決をされました。

以上、報告を終わります。

#### ○議長（鷲野聰明君）

それでは、委員長報告に対する質疑があればどうぞ。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

次に、建設福祉委員長、報告をお願いいたします。

#### ○建設福祉委員長（神田康史君）

建設福祉委員会の結果を報告いたします。

建設福祉委員会は、3月13日午前9時から開催し、当委員会に付託されました案件を慎重に御審査いただきました。手元に委員会審査報告書の写しを配付していただいております。

議案第4号：愛西市農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例の廃止については、主な質疑で、平成30年度に不同沈下調査を行い、沈下の発覚に至った経緯はの質問では、歴史民俗資料室での活用を想定し、安全性を確認するために同調査を行ったところ、基準を大きく上回る沈下が発覚したという答弁でした。

質疑の後、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第7号：愛西市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第8号：愛西市介護保険条例の一部改正については、主な質疑で、今回の軽減措置は国からの指示なのか、市独自の判断なのかとの質問では、国から軽減制度として認められているもので、愛西市では国の示す最大幅で軽減するものであるという答弁でした。

質疑の後、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第9号：愛西市企業立地促進条例の一部改正については、質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第11号：解約金の額の決定について（佐屋デイサービスセンター）及び議案第12号：解約金の額の決定について（佐織デイサービスセンター）については、質疑の後、反対討論がありました。採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決されました。

議案第13号：市道路線の廃止については、主な質疑で、市道に格下げになる部分についての整備に市のお金はかかっているのかとの質問では、市の負担はないという答弁でした。

質疑の後、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第14号：市道路線の認定については、主な質疑で、認定に係る市道の土地自体は市の所

有になっているのかの質問では、市の所有であるという回答でした。

質疑の後、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第16号：令和元年度愛西市一般会計補正予算（第7号）のうち当委員会に付託を受けました部分については、主な質疑で、風疹抗体検査委託料に関し、2,000万円もの減額の理由はの質問では、当初予算では、対象者を昭和37年4月2日から昭和54年4月1日生まれの男性としていたが、国の方針により、今年度は昭和47年4月2日から54年4月1日までの生まれの男性を対象としてクーポン券を送付したことによるなどの答弁でした。

質疑の後、反対討論がありましたが、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決されました。

議案第17号：令和元年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）については、質疑の後、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第18号：令和元年度愛西市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）及び議案第19号：令和元年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第5号）については、質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第20号：令和元年度愛西市下水道事業会計補正予算（第1号）については、質疑の後、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第21号：令和2年度愛西市一般会計予算のうち当委員会に付託を受けました部分については、主な質疑で、生活保護に関して就労指導を行う上での年齢的なラインはあるのかの質問では、自立に向けて働ける状態である方については、65歳以上であっても就労指導の対象としているという答弁でした。また、道の駅の周辺整備事業基本計画について、パブリックコメントは何件あったのか。また、いつ取りまとめられるのかの質問では、パブリックコメントは2件あり、計画については5月に予定している策定委員会に諮り決定したいとの答弁でした。

質疑の後、反対討論がありましたが、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決されました。

議案第22号：令和2年度愛西市国民健康保険特別会計予算については、主な質疑で、自治体によっては国保税の引下げを検討するような報道もあるが、愛西市ではどうかの質問では、1人当たりの医療費は年々上がっているため、下げるという見込みは立てられないという答弁でした。

質疑の後、反対討論がありましたが、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決されました。

議案第23号：令和2年度愛西市後期高齢者医療特別会計予算については、質疑の後、反対討論がありましたが、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決されました。

議案第24号：令和2年度愛西市介護保険特別会計予算については、主な質疑で、介護認定審査会費について、審査会は年に何回行われ、何人分の審査を想定するのかの質問では、審査案件26件から35件のものは95回、審査案件25件以内のものは5回を予定しているという答弁でした。

質疑の後、反対討論、賛成討論それぞれあり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決されました。

議案第25号：令和2年度愛西市水道事業会計予算については、主な質疑で、不明水の原因は

の質問では、主な原因としては、洗管や火災での使用などであるという答弁でした。

質疑の後、反対討論がありましたが、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決されました。

議案第26号：令和2年度愛西市下水道事業会計予算については、主な質疑で、延滞金の実際の取扱いと条例の規定が異なって運営されているのは問題だと考えるが、市の考えはこの質問では、速やかに改めたいと考えておりますという答弁でした。

質疑の後、反対討論がありましたが、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決されました。

以上で報告を終わります。

○議長（鷺野聰明君）

それでは、委員長報告に対する質疑があればどうぞ。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

以上をもちまして、常任委員長報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第2・議案第1号（討論・採決）

○議長（鷺野聰明君）

次に、日程第2・議案第1号：愛西市空家等の適切な管理に関する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず賛成討論の発言を許します。

最初に4番・竹村仁司議員、どうぞ。

○4番（竹村仁司君）

議案第1号：愛西市空家等の適切な管理に関する条例の制定について、賛成の立場から発言いたします。

この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法に定めるもののほか、空き家等の適切な管理に関し必要な事項を定め、地域住民の生命、身体または財産を保護するとともに、生活環境の保全及び安全で安心な暮らしの実現に寄与することを目的とするものです。

近年問題となっている空き家の老朽化などには、人の命に関わる危険性、身体や財産に重大な損害を及ぼす危険性が差し迫っている場合があります。そのようなとき、空き家などの所有者に助言または指導を行う時間的余裕がないと認められるとき、または空き家などの所有者を確認することができないときに限り、その危険性を回避するため、必要な最小限度の措置を講ずることができることを条例で定めています。

これらのことから、本条例が市民の安心で安全な生活環境を守るために必要であると認め、本議案に賛成します。

○議長（鷺野聰明君）

次に、17番・真野和久議員、どうぞ。

○17番（真野和久君）

それでは、議案第1号：愛西市空家等の適切な管理に関する条例の制定について、賛成討論

を行います。

今回の条例に関しては、法に定めのない緊急安全措置についての対応を中心に定めています。近隣市民の安全のために緊急安全措置そのものは必要だとは考えます。ただ、緊急の場合でも、極力所有者への連絡や、また所有者不明の空き家に対する措置に関しても、それをそのままやるのではなくて公示をするなど、市民に対しても、どうした対応を取っているのか情報を明らかにするなど、きめの細かい対応を取っていただくことを求めて賛成といたします。

○議長（鷺野聰明君）

次に、6番・吉川三津子議員、どうぞ。

○6番（吉川三津子君）

議案第1号：愛西市空家等の適切な管理に関する条例の制定について、賛成討論をいたします。

空き家問題は全国統一の大きな問題であり、市として取り組まねばならない重要な問題であります。条例制定後は、民民の問題として片づけることはできず、市の問題として取り組まねばなりません。また、この条例には立入調査権、指導・勧告・命令に関すること、そして代執行のことが含まれていないことが私自身大変心配しております。

必要に応じて、条例改正も念頭に置き、危険な空き家対策のみならず、空き家にならない予防対策にも積極的に取り組んでいただくことを要望し賛成といたします。

○議長（鷺野聰明君）

他に御意見のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

他に御意見もございませんので、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第1号を採決いたします。

議案第1号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第1号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第3・議案第2号（討論・採決）

○議長（鷺野聰明君）

次に、日程第3・議案第2号：愛西市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償基金に関する条例及び愛西市消防団員賞じゅつ金基金条例の廃止についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず賛成討論の発言を許します。

17番・真野和久議員、どうぞ。

○17番（真野和久君）

議案第2号：愛西市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償基金に関する条例及び愛西市消防団員賞じゅつ金基金条例の廃止について、賛成討論を行います。

この2つの目的基金の廃止そのものに関しては、廃止し、また今後それを財政調整基金等から支払うことにすることについては反対はしません。

ただ、こうした見直しをする場合に、単に基金の存在とか廃止の問題だけではなくて、災害時の支援の在り方として、今回、公務災害補償基金等に関しては、財政調整基金から支払っていくということでありませけれども、災害時においてはこうした公務災害補償だけではなくて、市民に対する災害支援等も含めたそうした広い意味での災害支援としての基金の活用なども検討していただくよう求めて、賛成といたします。

○議長（鷺野聡明君）

他に御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

他に御意見もございませんので、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第2号を採決いたします。

議案第2号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第2号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第4・議案第3号（討論・採決）

○議長（鷺野聡明君）

次に、日程第4・議案第3号：愛西市プールの設置及び管理に関する条例の廃止についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず反対討論の発言を許します。

16番・加藤敏彦議員、どうぞ。

○16番（加藤敏彦君）

議案第3号：愛西市プールの設置及び管理に関する条例の廃止について、討論を行います。

市民にとって、図書館が公共施設として必要なように、プールも必要であると考えます。市が市民プール廃止の代替案として、佐屋小学校のプール開放を行っておりますが、以前廃止された佐織地区の塩田緑苑プールの廃止時には提案されませんでした。

市民プールを廃止するならば、子供たちのための学校のプールは4地区で行うべきだと考えます。また、市民のためには近隣の公園プールや民間プールの利用について助成をすべきだと考えます。

以上の理由から、議案第3号に反対いたします。

○議長（鷺野聡明君）

他に反対討論はございませんか。

〔挙手する者なし〕

なければ、次に賛成討論の発言を許します。

5番・高松幸雄議員、どうぞ。

○5番（高松幸雄君）

議案第3号：愛西市プールの設置及び管理に関する条例の廃止について、賛成の立場から発言をいたします。

この愛西市プール設置及び管理に関する条例の廃止は、平成25年度に漏水調査を行った結果、完全な修復を見込めないため、平成26年度から休止になっていた佐屋プールの解体工事をするための条例を廃止するもので、解体の跡地には佐屋中央公園をリニューアルし、市民の憩いの場として管理室の設置や、日よけシェルターの設置や、自転車置場を新たに設置するものであります。

また、大規模災害時には、応急仮設住宅の用地として活用することになります。愛西市のプールが廃止されることは残念でありますけれども、新たに市民の憩いの場として大規模災害時の応急仮設住宅の用地としても活用していくための条例廃止ですので、賛成といたします。

○議長（鷲野聰明君）

他に賛成討論はございませんか。

〔挙手する者なし〕

なければ、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第3号を採決いたします。

議案第3号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、議案第3号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第5・議案第4号（討論・採決）

○議長（鷲野聰明君）

次に、日程第5・議案第4号：愛西市農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例の廃止についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず賛成討論の発言を許します。

最初に、4番・竹村仁司議員、どうぞ。

○4番（竹村仁司君）

議案第4号：愛西市農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例の廃止について、賛成の立場から発言いたします。

農村環境改善センターは、昭和62年度に愛西市、旧立田村が事業主体となって整備したものです。この間、農村地域の環境と生活環境を図るため、農家の生活改善や健康増進、地域の連帯感を高めてまいりました。

しかしながら、環境も変化し、新たなセンターの利用価値を模索する中、平成30年度に行った不同沈下調査の結果、基準を大きく上回る沈下、傾きが発覚し、不特定多数の住民が利用する施設としては危険を伴うことが判明しました。

また、この施設は、地域の避難所に指定されていることも考え合わせると、施設の廃止は致

し方ないものと考えます。さらに跡地利用として、国が防災拠点として考えていることを鑑みれば、この廃止が新たな地域の安心・安全を守る避難所施設・生活拠点になることも判明しています。

これらのことを考え合わせ、本議案に賛成します。

○議長（鷺野聡明君）

次に、17番・真野和久議員、どうぞ。

○17番（真野和久君）

それでは、議案第4号：愛西市農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例の廃止について、賛成討論を行います。

施設の不同沈下のために使用することが危険なこと、また地元の了承もあること、また今後そこには国のヘリポートや20人程度が避難できるような防災拠点などにすることについては、賛成をしたいと思います。

ただ、福原地域全体のことを考えていく場合に、今後、この前廃校になりました福原分校の今後の活用も含めて、福原地域の地域交流や防災などの在り方を総合的に検討していく必要があると思いますので、その点について要望いたしまして、賛成といたします。

○議長（鷺野聡明君）

他に御意見のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

他に御意見もございませんので、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第4号を採決いたします。

議案第4号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第4号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第6・議案第5号（討論・採決）

○議長（鷺野聡明君）

次に、日程第6・議案第5号：愛西市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

御意見のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第5号を採決いたします。

議案第5号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第5号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第7・議案第6号（討論・採決）

○議長（鷺野聰明君）

次に、日程第7・議案第6号：愛西市パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず賛成討論の発言を許します。

17番・真野和久議員、どうぞ。

○17番（真野和久君）

議案第6号：愛西市パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について、賛成討論を行います。

パートタイム会計年度任用職員の制度に関しては、私たち日本共産党は、非正規雇用を改善する制度としては大変問題があるとして反対をしてきました。現在も当然反対であります。

しかしながら、今回の非正規教員の給与引上げに関しては、給与が引上げになることと、引下げになるような条件が悪くなることはないということですので、今回については賛成をいたします。

ただ、愛西市が雇用している臨時教員と県が雇用している臨時教員との賃金格差など、様々な問題もあるので、そうした点について改善をするよう求めていきたいと思っております。以上です。

○議長（鷺野聰明君）

他に御意見のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

他に御意見もございませんので、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第6号を採決いたします。

議案第6号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第6号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第8・議案第7号（討論・採決）

○議長（鷺野聰明君）

次に、日程第8・議案第7号：愛西市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

御意見のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第7号を採決いたします。

議案第7号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第7号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第9・議案第8号（討論・採決）

○議長（鷲野聰明君）

次に、日程第9・議案第8号：愛西市介護保険条例の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず賛成討論の発言を許します。

18番・河合克平議員、どうぞ。

○18番（河合克平君）

では、議案第8号：愛西市介護保険条例の一部改正について、賛成の立場で討論をいたします。

介護保険料の負担の軽減は、今まで私たちが主張してきたところであります。今回は、低所得者に限ったことではありますが、負担の軽減となる内容であり、賛成といたします。

また、財源の問題では、国は消費税の10%への増税を財源とするとしながら、実態においては消費税は一般財源であり、財源が付け替えられるだけとなっている状況があります。

このことは、消費税の値上げがなくても今回の負担軽減が行うことが可能であることであり、消費税を値上げするための口実として、消費税の10%への増税の内容を使っているだけではないかと、そのように考えるところであります。

つまり、保険料の軽減について行うことについては、私どもは一貫して求めてきたことであり、今回の値下げには賛成するところであります。

しかしながら、第6次の計画においては、介護給付に係る負担割合が22%であったものが、第7次においては23%と、65歳以上の第1次被保険者の負担割合が増えていること、また給付に応じて保険料が増加するという仕組みになっていることは問題であります。

国・県・市からの公費の負担は50%になっており、その負担割合を増やしていくことで第1次被保険者への負担が減っていくことになるのではないのでしょうか。国・県への負担の増加の要望を愛西市から一層強めることが必要であり、市の負担についても増額をすることが求められていると考えます。

また、低所得者の被保険者の負担の割合は2.6%ほどになり、所得が300万円を超える被保険者の負担割合の倍となっている状況があり、低所得者ほど負担割合が多い状況は、この値下げをされた後でも変わっていないところであります。

第8次の計画においては、負担割合を考慮した計画をするという答弁もありましたので、そのことを必ず行っていただくことを要望いたしまして、賛成といたします。

○議長（鷲野聰明君）

他に御意見のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

他に御意見もございませんので、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第8号を採決いたします。

議案第8号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第8号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第10・議案第9号（討論・採決）

○議長（鷺野聰明君）

次に、日程第10・議案第9号：愛西市企業立地促進条例の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

御意見のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第9号を採決いたします。

議案第9号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第9号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第11・議案第10号（討論・採決）

○議長（鷺野聰明君）

次に、日程第11・議案第10号：新市建設計画の変更についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず反対討論の発言を許します。

17番・真野和久議員、どうぞ。

○17番（真野和久君）

議案第10号：新市建設計画の変更について、反対討論を行います。

今回の議案に関しては、国の方針変更によります合併特例債等の活用期限の延長などに関心が中心であります。

活用の延長そのものについては反対をしますが、それに伴う計画の修正の中では、そもそもこの新市建設計画が制定を定められたときにも、我々は、例えば市が担うべき行政サービスや施設管理などについて、民間活力、PFIなどの活用など大きな問題点もあり、反対をしてきました。そうしたことに関して、今回の見直しの中では、大きく見直しがされているわけでもありません。そうした点から、やはり今回の議案に対しては賛成できないということであり

ます。

以上で討論を終わります。

○議長（鷺野聰明君）

他に反対討論はございませんか。

[挙手する者なし]

なければ、次に賛成討論の発言を許します。

8番・近藤武議員、どうぞ。

○8番（近藤 武君）

それでは、議案第10号：新市建設計画の変更について、賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

この計画の変更は、提案理由でもありましたように、東日本大震災等に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律において、地方債を起すことができる期間の特例が変更されたことに伴い、新市建設計画の計画期間及び財政計画が必要であり、特に合併特例債に関する重要な計画であります。

合併後、現在まで愛西市は、統合庁舎、総合斎苑の建設や支所整備、駅前開発など、今後のまちづくりに必要な事業に対して、起債限度額約300億円に対し、ほぼ半分の約145億円を活用しております。

今後の合併特例債の活用事業としては、道の駅周辺整備、中央保育園や小・中学校のトイレ改修を含む整備、発達支援センター建設など、将来を見据えた事業が考えられております。

質疑の中で、本市の合併特例債の考え方について質問したところ、有利な起債ではありますが、将来の負担もしっかりと考え、活用事業を展開していくとの答弁もありました。

今後の将来負担、真に進めるべき施策も十分に検討されている状態であり、本市のこれから重要な計画変更と考えておりますので、賛成といたします。

○議長（鷺野聡明君）

他に賛成討論はございませんか。

[挙手する者なし]

なければ、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第10号を採決いたします。

議案第10号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数であります。よって、議案第10号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第12・議案第11号（討論・採決）

○議長（鷺野聡明君）

次に、日程第12・議案第11号：解約金の額の決定について（佐屋デイサービスセンター）を議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず反対討論の発言を許します。

18番・河合克平議員、どうぞ。

○18番（河合克平君）

では、議案第11号：解約金の額の決定について（佐屋デイサービスセンター）について、討論いたします。

今回の解約金については、行政執行上に問題があり、反対であります。

3点にわたって問題であることを述べさせていただきます。

1点目には、解約金の発生が予想できたにもかかわらず、議会にも報告しないままデイサービスセンターを廃止としたことであります。チェックアンドバランスの二元代表制を形骸化させるもので、地方自治の基本を無視した行政運営を行った結果であります。

2点目に、デイサービスセンターの廃止によって指定管理料が増額となり、二重の負担が発生をしたということは、地方自治法にもある最少の経費で最大の効果を上げるという地方自治の在り方、このことを軽んじている行政運営であった、そのように指摘せざるを得ません。

3点目には、リース契約を指定管理業者にさせ、指定管理業者が行い、解約をすることとなり、市の契約に変更し、解約金は市の負担となるということについては、将来の負債が隠蔽されたことにつながるのではないかと考えるところであります。

財政の健全化を行っていかねばならない中、財政の見える化を進めていかねばならないのに、その内容に逆行したリース契約であった、そのように考えるところであります。

今回の提案は、愛西市の行政運営において、モラルの欠如が常態化しているのではないかとすることを浮き彫りにしたところであります。

私どもは、デイサービスセンターの再設置を求め反対といたします。

○議長（鷲野聡明君）

他に反対討論はございませんか。

〔挙手する者なし〕

なければ、次に賛成討論の発言を許します。

最初に、6番・吉川三津子議員、どうぞ。

○6番（吉川三津子君）

議案第11号：解約金の額の決定について、討論いたします。

賛成討論と反対討論しかないので、ここで意見を言うわけですが、今さら反対できるような状況ではないということで、反対はいたしません。

指定管理者も決定し、4月から新たなスタートをしている今、このような多額の解約金があったことを議会にも説明せず、突然議案として出してくることはあってはならないことです。

解約金があることは、デイサービスを廃止する案の説明のときに説明すべきことでした。他の自治体議会では、こうしたことは事前に議会に説明していると聞いております。愛西市議会として、本当に内容としては抗議すべき問題であります。しかし、4月から新たな業者も決定し、指定管理者での運営が始まる中、反対できる状況ではないという理由で討論をさせていただきます。以上です。

○議長（鷲野聡明君）

次に、3番・佐藤信男議員、どうぞ。

○3番（佐藤信男君）

議案第11号：解約金の額の決定について（佐屋デイサービスセンター）に関して、賛成の立場から討論いたします。

日本の少子高齢化の進み方は、多くの方が御承知かと思います。同時に、愛西市の少子高齢化の進み具合は身をもって感じておられるのではないのでしょうか。現状を理解すれば、愛西市の福祉施策が本来のあるべき姿に改革・進化していくのは当然の姿だと理解します。

今回の内容につきましては、そもそも佐屋デイサービスセンターの事業廃止に伴う入浴機器等のリース契約の解除であり、デイサービス事業の廃止の清算によるものであることから、契約に基づく解約金の支払いは妥当なものと考えます。

また、説明によりますと、今回提案された解約金の額は、契約に基づく解約金の金額より少ないリース残高に基づく額であり、解約金の額の決定については賛成といたします。

○議長（鷺野聰明君）

他に賛成討論はございませんか。

〔挙手する者なし〕

なければ、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第11号を採決いたします。

議案第11号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、議案第11号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第13・議案第12号（討論・採決）

○議長（鷺野聰明君）

次に、日程第13・議案第12号：解約金の額の決定について（佐織デイサービスセンター）を議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず反対討論の発言を許します。

16番・加藤敏彦議員、どうぞ。

○16番（加藤敏彦君）

議案第12号：解約金の額の決定について（佐織デイサービスセンター）について、討論を行います。

昨年、日本共産党は、佐織デイサービスセンターの廃止について反対をいたしました。民間とともに市のデイサービスも続けるべきだと考えます。

今回、デイサービスセンターの廃止に伴って、983万6,760円の解約金の額が発生しておりますが、これは市も当初はデイサービスセンターの廃止する考えがなかったことではないかと考えます。

昨年のデイサービスセンターの廃止も、今回の解約金の支払いも、市民の立場に立たない、非常にずさんなやり方であることを指摘し、議案第12号に反対をいたします。

○議長（鷺野聰明君）

他に反対討論はございませんか。

〔挙手する者なし〕

なければ、次に賛成討論の発言を許します。

3番・佐藤信男議員、どうぞ。

○3番（佐藤信男君）

議案第12号：解約金の額の決定について（佐織デイサービスセンター）に関して、賛成の立場で討論いたします。

内容につきましては、議案第11号と同様になります。よって、佐織デイサービスセンターの事業廃止に伴う入浴機器等のリース契約の解除は、デイサービス事業の廃止の清算によるものであり、契約に基づく解約金の支払いは妥当なものと考えます。

今回、提案された解約金の額は、契約に基づくものと認められますので、解約金の額の決定については賛成といたします。

○議長（鷺野聰明君）

他に賛成討論はございませんか。

〔挙手する者なし〕

なければ、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第12号を採決いたします。

議案第12号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、議案第12号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第14・議案第13号（討論・採決）

○議長（鷺野聰明君）

次に、日程第14・議案第13号：市道路線の廃止についてを議題とし、討論を行います。

御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第13号を採決いたします。

議案第13号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第13号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第15・議案第14号（討論・採決）

○議長（鷺野聰明君）

次に、日程第15・議案第14号：市道路線の認定についてを議題とし、討論を行います。  
御意見のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第14号を採決いたします。

議案第14号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第14号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第16・議案第16号（討論・採決）

○議長（鷲野聰明君）

次に、日程第16・議案第16号：令和元年度愛西市一般会計補正予算（第7号）を議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず反対討論の発言を許します。

最初に、16番・加藤敏彦議員、どうぞ。

○16番（加藤敏彦君）

議案第16号：令和元年度愛西市一般会計補正予算（第7号）について、討論を行います。

この補正予算では、2款総務費で個人番号カード関連事務交付金、これはマイナンバーに関する予算であり、マイナンバーについては個人情報保護の問題をはらんでおります。

また、3款民生費では、リース物品契約解約金、これは佐屋、佐織のデイサービス廃止に伴う予算であります。先ほど反対したところであります。

第7款商工費、プレミアム付商品券事業で不用額が65%となっており、消費税増税対策と言いつつも、1回限りのばらまき予算であり、それも市民に利用されないという問題予算であります。

それから、繰越明許費、道路新設改良事業、これは本部田町内の道路で、地元了解ができていない状態である。

以上の理由で議案第16号に反対いたします。

○議長（鷲野聰明君）

次に、6番・吉川三津子議員、どうぞ。

○6番（吉川三津子君）

議案第16号：令和元年度愛西市一般会計補正予算（第7号）について、反対の立場で討論いたします。

私の反対の理由には2つあります。

1つは、先ほど出ましたマイナンバー制度のこと。リスクのある制度でありながら、ポイント機能をつけたりして普及させようとしています。

また2つ目は、繰越明許費の本部田の道路新設工事です。交通量も少なく、曲がった道路であり、地元同意にも問題がある道路ですので、立ち止まるべきと考えますので反対いたします。

しかし、私が反対しても、この補正予算は通るでしょう。そこで、一言申し上げたいと思います。小・中学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業費ですが、他の自治体の情報も私集めました。国からの補助額も二転三転していると聞いています。最近の大学入試改革で生徒や学校を振り回した文科省です。子供たちのIT依存症の問題もあります。どのように進められ、子供にとってどう効果があるのかを見極め、慎重に進めていただくことを要望して討論いたします。

○議長（鷲野聰明君）

他に反対討論はございませんか。

〔挙手する者なし〕

なければ、次に賛成討論の発言を許します。

8番・近藤武議員、どうぞ。

○8番（近藤 武君）

それでは、議案第16号：令和元年度愛西市一般会計補正予算（第7号）について、賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

今回の補正予算は、総務費ではマイナンバーカードの申請が多く見込まれることに対する対応、また民生費においては、各事業の精算によるもののほか、老人福祉費でデイサービスセンターの廃止に伴うリース物品の契約解除金が計上されております。これは、以前の議会において、デイサービスセンターの廃止を決定したことによる案件であり、適正に計上されているものと考えております。

教育費においては、国の進めるGIGAスクール構想に対して、本市として積極的に取り組む方針の下、環境整備を進めていくための補助金、また学校施設整備に対する補助金もしっかりと活用して事業を進めていく予算計上となっております。

繰越明許費としての事業を含み、現状と先を見据えた予算計上と考えますので、この一般会計補正予算に対し賛成といたします。

○議長（鷲野聰明君）

他に賛成討論はございませんか。

〔挙手する者なし〕

なければ、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第16号を採決いたします。

議案第16号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、議案第16号は原案のとおり可決決定といたします。

ここで休憩を取らせていただきます。再開は10時40分といたします。

午前10時30分 休憩

午前10時42分 再開

○議長（鷺野聰明君）

休憩を解きまして、会議を再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第17・議案第17号（討論・採決）

○議長（鷺野聰明君）

次に、日程第17・議案第17号：令和元年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とし、討論を行います。

御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第17号を採決いたします。

議案第17号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第17号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第18・議案第18号（討論・採決）

○議長（鷺野聰明君）

次に、日程第18・議案第18号：令和元年度愛西市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とし、討論を行います。

御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第18号を採決いたします。

議案第18号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第18号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第19・議案第19号（討論・採決）

○議長（鷺野聰明君）

次に、日程第19・議案第19号：令和元年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第5号）を議題とし、討論を行います。

御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第19号を採決いたします。

議案第19号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第19号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第20・議案第20号（討論・採決）

○議長（鷲野聰明君）

次に、日程第20・議案第20号：令和元年度愛西市下水道事業会計補正予算（第1号）を議題とし、討論を行います。

御意見のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第20号を採決いたします。

議案第20号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第20号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第21・議案第21号（討論・採決）

○議長（鷲野聰明君）

次に、日程第21・議案第21号：令和2年度愛西市一般会計予算を議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず反対討論の発言を許します。

最初に、18番・河合克平議員、どうぞ。

○18番（河合克平君）

では、議案第21号：令和2年度愛西市一般会計予算について、反対の立場で討論いたします。内容がたくさんありますのでお願いをいたします。

まず、令和2年度の一般会計予算は、歳入歳出で215億3,400万円となり、当初の予算で前年対比2.8%増となります。

歳入においては、一般財源は2億2,000万円増加となり、前年よりも増加する予定であります。経常経費に係る財源が確保されている財政状況であり、機能的に福祉の向上、住民サービスの向上を行っていくことができる状況であり、予定となる、そういう財政状況であるということが今回の予算では提起をされているところであります。

そして歳出においては、ハザードマップを更新し、市民が安心して安全な生活ができるように、そういった内容も含まれております。

また、尾張大橋からの破堤や、また尾張大橋から水が漏水するというようなことも含めて、ハザードマップの更新をお願いするところであります。

次に、名鉄佐屋駅の事前調査を行うということについては評価できるところであります。安全に安心して駅が利用できるようにすることが、この佐屋地区については重要であります。

巡回バスについては、かねてからの要望であった津島市民病院への乗り入れということで、ルートを変更するということは一部評価できることでありますが、この愛西市の市役所から市民病院への直通のルートの考慮についても求めるところであります。

子ども医療費助成の拡大については、6年間求めてきました中学生の医療費の無償化が行われること、また18歳年度末までの医療費の助成の拡大ということを所得の制限もなく行うことについては評価できるところであります。18歳の年度末までは医療費の完全無料化、このことについても引き続き取り組んでいく必要があるので要望いたします。

幼保無償化に伴って副食費の助成を3,500円分行うこと、いずれも子供の医療費また幼保無償化についても、いずれも子育て支援という点で、また児童・生徒自身の健康を守るという点でも評価できるところであります。

高齢者の支援の問題では、高齢者福祉タクシーの助成を80歳以上の全ての方に拡大するということで、今まで昼間独居の方の外出へ求めてきたことが、一部の年齢の方ではありますが実現をしたということも評価できるところであります。

新婚世帯の移住支援について、人口減少に歯止めをかけるためということで以前から求めてきたところでもあり、そのことについても評価をします。

学校施設老朽化検討委員会がつくられるということは、佐織中学校以来の学校施設の改善を進めるということで一定評価できるところでありますが、議論の透明化ということを求めるものであります。

様々な事業がありますが、新規の事業、拡大の事業について一定評価できるところがある本年度予算であることは事実であります。

しかしながら、総務費においてはマイナンバー制度に係る費用が計上されていること、また民生費においては、在宅障害者扶助において年齢で差別する制度となっていること、そして保護司、人権委員報酬の減額がされていること、緊急通報システムでは窓口において選別が行われていると思われる状況となっており、対象とする人たちが増えているにもかかわらず、対象者数が前年割れの人数となっていること、また基本料金の負担が発生していることを考えると、市民の方々の負担が増えております。

また、デイサービスセンターが廃止される中で指定管理料が増額されるということについても、今回の予算では問題点であります。

発達支援センターの新築のための設計をするということになりますが、佐屋北保育園に発達支援センターを併設するという点について、検討が不十分であるという点も問題であります。

また、永和保育園が指定管理となることについても、以前から反対をしているところであります。

土木費においては、道の駅周辺整備事業について、現在の課題である駐車場の問題や自動車の出入りの問題を解決するということが最優先とすべき課題であると考えます。現在は費用対効果もあるということで評価をされているところではありますが、25億円もかけて都市公園を整備するということが十分な費用対効果があるかどうかということについては疑問であります。とどまる勇気を持って、真に必要なものであるのか再検討すべき事業であると考えます。

道路改良事業については、塩田の道路、本部田の道路に代表されるよう、不要不急の道路改良工事が行われているのではないのでしょうか。地元合意があるとして進められてはいますが、結果として買収が進まないということで、安全性、安全面を考えても非常に問題がある道路改良が進められようとしております。

また、企業誘致が進んできていますが、市の持ち出しが回収できるかが分からない状況となり、市の負担の費用が拡大されていること、この点についても問題は解決されておられません。

教育費については、部活動の体育指導員の報酬が予算化されていなく、部活動の存続が今、学校教育現場でも難しくなっている、その課題について取り組もうという態度ではありません。

また、学校給食費の補助について拡大がされることによって、人口増加をする自治体が今増えている中で、学校給食費の補助についての拡大についても今予算化されていない状況であります。

さらには、学校教育補助金が従前の減額されたままであるということ、佐屋プールの解体がされるということ、また佐織公民館が指定管理が検討されているということなど、問題すべきことが多数にわたり、本予算には反対といたします。

また、災害とも言えるコロナウイルス感染症に関わり、税収不足になっても財政調整基金を有効に利用しながら、市民が不安な気持ちにならないような行政運営を最後に求めるものであります。以上です。

○議長（鷲野聰明君）

次に、6番・吉川三津子議員、どうぞ。

○6番（吉川三津子君）

議案第21号：令和2年度愛西市一般会計予算について、反対の立場で討論いたします。

今回、賛成するか反対するか大変迷いました。高齢者の足の確保としての福祉タクシーに全ての80歳以上の方が利用できるようになったこと、そして巡回バスの乗降の際には高齢者への配慮をしていただけること、そして発達支援センターの建設計画、すまいるへの職員を増やしての相談業務の拡大など、評価できる面がたくさんあると思っています。

しかし一方、次のような課題を感じました。

1つ目は、高齢化社会になり、後継者不足の自治会活動をどうしていくのかということ。そして自治会活動に関係のあることですが、ふるさとづくり推進事業等において地域ごとに不公平があること。そして、外国人も目に見えるように増えていますが、それに対する事業が不足していること。そして、児童クラブの支援員の不足が相変わらず続いていること。学校から遠い市江児童クラブのことが解決されていないこと。そして、小・中学校では部活の時間が減っ

ており、その受皿としての中高生の居場所づくりが必要でありながら、それが不十分です。公共施設を使ってもらうことになるとおっしゃいますが、具体的にここが使えると子供たちに示さねばなりません。

また、高校生の居場所もありません。収入のない高校生の体育館施設の利用料金が大人と同額というのも納得がいきません。

そして、市長は農村文化を生かした道の駅を拡幅したまちづくりをしようとしていらっしゃいますが、一方で農地法違反が増え、このまちづくりと相反する状況が生まれています。農業委員会の運営の見直しを求めます。

また、企業誘致においては、南河田の反省及び収益の見込みなどを検証した上で、次の企業誘致の是非を判断すべきと考えます。

マイナンバーについては、ポイントがつくからとどんどん広がることに私は危機感を感じておりますので、以上のことから反対をいたします。

また、最後に一言申し上げたいことは、今回私は公共下水道についてしっかり調べて勉強いたしました。その結果、一つ一つの事業を評価することも大切ですが、計画段階でこの愛西市のまちづくり計画にその事業がマッチしているかという評価をした上で事業を組み立てていくことをしなければ、最終的によいまちづくりにはつながらないと感じております。部署での横のつながりをさらに持ちながら、愛西市のまちづくりに取り組んでいただきたいと思います。

また、先ほどもありましたが、コロナウイルスの広がりが大変心配な状況でございます。この予算についても可決されると思いますが、そのときそのときの状況を見ながら判断し、市民の命と健康を守ることに全力を尽くしていただきたいと思います。

そして、市長の今回の議会の中で、自治体間の子供の取り合いではなく、このまちで子供を産み育てられるまちづくりを目指したいという面には大変共感しておりますので、その点これからも十分頑張っていただきたいと思います。以上、討論でございました。

**○議長（鷲野聡明君）**

他に反対討論はございませんか。

〔挙手する者なし〕

なければ、次に賛成討論の発言を許します。

最初に、5番・高松幸雄議員、どうぞ。

**○5番（高松幸雄君）**

議案第21号：令和2年度愛西市一般会計予算について、賛成の立場から発言をいたします。

本市の財政状況は、歳入については市税などの自主財源が少なく、大きな増収は見込まれない中、依然地方交付税などの依存財源に頼らざるを得ない厳しい財政状況が続いております。また、合併算定替えの段階的削減によって地方交付税は10億円の減少となり、多額の財源不足が見込まれます。

また、歳出については、社会保障費などに伴う扶助費は増加の一途をたどる一方で、道の駅周辺整備事業に関する経費及び公共施設の整備、長寿命化対策に要する経費も増えていくこと

が予想され、一段と厳しい財政状況が見込まれます。

こうした直面する課題を克服するため、歳入では、国・県の動向に注意し、補助金などの新たな財源の確保を積極的に行いつつ、歳出では事務事業の見直し、効率化を進めるとともに、将来に向けた持続可能な行政基盤の確立に向け、真に必要な政策を的確に把握するとともに、厳しい財政状況に鑑み、事業の取捨選択や事業改善等を行って、市制15周年を迎えた愛西市は次の世代へ責任ある礎を築くため、市長の施政方針で言われた市民と行政が共に進める決断とどまる勇気の基本姿勢で、限られた財源を可能な限り重点的かつ効率的に配分することを基本とし、施策を切れ目なく推進していくことが重要で、真に必要な分野への重点を一層進めていかなければならないと思います。

このような中で、令和2年度の取組はたくさんありますけれども、主な事業を数点抜粋します。

現在行っている児童発達支援事業、「あいさい わかば」に保育所と訪問支援事業と相談支援事業を加えた新たに発達支援センターを建設することを決め、乳幼児から18歳まで一貫した支援の充実を図ったこと。また、令和2年4月診療分から中学校3年生までの医療費無償化、中学校卒業後から18歳年度末までの医療費自己負担分の入院費は全額、通院費3分の2に助成を拡大したこと。また、幼稚園・保育園に通園する3歳から5歳の児童副食代を市独自で月額3,000円の補助を継続したこと。多発する子供の交通事故を未然に防ぐための道路のカラー塗装、防護柵、カーブミラー等の整備をし、交通安全対策事業を進めたこと。文科省が昨年12月に発表したGIGAスクール構想の国の構想に遅れることのないよう、全ての小・中学校に校内通信ネットワーク整備工事を実施することを決めたこと。また、小・中学校の18校のトイレ洋式化を進めること。

新事業として、愛西市に転入し、新生活を始める新婚世帯を経済的に支援することで、愛西市に住んでみようというきっかけにしていく住居費及び引っ越し費用の一部を助成すること。これまで独り暮らし、または高齢者のみの世帯に限定されていた高齢者福祉タクシー料金助成対象を80歳以上の全ての方に拡充したこと。現在、地震及び洪水に関するハザードマップを各世帯に配付してあるものを最新データ、最新基準に沿ったものに改定し、各種防災情報も加えた愛西市防災ハンドブックを新たに作成し、全戸配付することで市民の自助・共助による命を守る行動につなげるようにしたこと。道の駅立田ふれあいの里都市公園が併設された新たな道の駅として、現在の産直施設を移転してフードコートを設置するとともに、道の駅東側には花はす田屋根付ステージ、レストラン、バーベキューテラス、収穫体験施設などを整備するといったわくわくする事業計画を進めたこと。また、誰もが安全で快適に利用できる佐屋駅周辺整備に向けた事業調査が実施されることなど、市の最重要課題に対して限られた財源を可能な限り重点かつ効果的に配分された予算であり、多岐にわたり積極的かつ前向きな予算編成となっています。

以上のことから、令和2年度予算は賛成といたします。

○議長（鷲野聡明君）

次に、8番・近藤武議員、どうぞ。

○8番（近藤 武君）

それでは、議案第21号：令和2年度愛西市一般会計予算について、賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

愛西市は、まだまだ厳しい財政状況の中ではありますが、令和2年度愛西市一般会計予算では、本年度当初予算と比較し2.8%増の215億3,400万円の計上となっております。

その内容ですが、新規事業として議会費においてタブレット端末を導入し、会議資料などをペーパーレス化、議員活動での情報収集や事務局との迅速な情報伝達を目指し、タブレット端末による議会運営事業が盛り込まれております。私ども議員として、現在の議会費にプラスされるものになりますので、運用や基本的な目的などしっかりと理解し、進めていかなければいけないと考えております。

市民課では、新规定住者の増加を目指し、新婚世帯住居費等支援事業、社会福祉課では、発達に不安を抱える児童、家族の支援拠点となる児童発達支援センターを設置するための設計が行われます。都市計画課では、佐屋駅周辺整備の事業化に向けた事前調査、スポーツ課では、老朽化により休止となった佐屋プールを解体し、佐屋中央公園をリニューアルして、より魅力のある施設にリノベーションする事業など、様々な計画が打ち出されております。

拡充事業としては、子育て支援においては、母子コーディネーターを1名増員し、施設巡回、各種健診及び相談事業を行う子育て世代包括支援センター事業や、現在行っている子ども医療費助成の拡大が今年度以上に広がってまいります。また、高齢者の方が地域で安心して生活を送れるようにするために、高齢者福祉タクシー料金助成事業の対象者が80歳以上の方全てに拡充されるなど、各世代への支援が拡充されます。

継続事業としても、市独自で行う幼稚園・保育所等に通園する児童に対する副食代補助事業、本市の観光拠点である道の駅整備事業、今年度からスタートしたあいさいさん祭りなど、重点施策を継続的に進めていく計画となっております。

そして、今はまだ予算化されてはおりませんが、心と体の健康をテーマに生涯を通じて生き生きと心豊かに健康に暮らし続けられるまちを目指し、健康都市宣言の制定を進めることが打ち出されております。また、そのほかにもいろんな事業が進められます。

今回の令和2年度の一般会計予算は、今年度と同様に今までの事務事業の見直しや効率化を進めながら、将来に向けた事業を積極的に展開し、持続可能な愛西市づくりに向けた予算と考えられますので、賛成といたします。

○議長（鷺野聰明君）

他に賛成討論はございませんか。

[挙手する者なし]

なければ、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第21号を採決いたします。

議案第21号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数であります。よって、議案第21号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第22・議案第22号（討論・採決）

○議長（鷲野聰明君）

次に、日程第22・議案第22号：令和2年度愛西市国民健康保険特別会計予算を議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず反対討論の発言を許します。

18番・河合克平議員、どうぞ。

○18番（河合克平君）

では、議案第22号：令和2年度愛西市国民健康保険特別会計予算について、反対の立場で討論いたします。

本予算では、県への納付金が減り、国保会計の歳出が減った状況であるということを報告されたところであります。そういう予定であるということが報告されたところであります。しかしながら、保険税決定方式については今回変更はされなかった。そして、依然として被保険者の所得に係る負担は多い状況は変わりありません。市独自の減免を創設する、また市独自の子育ての減免、18歳未満の子供たちに関わる減免、そういったものも拡大をする必要があります。また、低所得者に関わる減免、市独自の減免も行っていく必要があると考えるところであります。

そもそも国民健康保険税については、国の負担の削減ということから、この被保険者の負担の増加ということにつながっているところであります。愛西市として、国の負担を元に戻すということ、また国から1兆円の財政投入を国に求めていくことが必要であります。

命に関わることとして、コロナウイルス感染症対策としても必要なこととして短期被保険者証の発行をやめ、国民健康保険被保険者が誰でも安心して医療にかかれる状況というものをつくっていく必要があります。

また、国民健康保険法にある休業補償の創設ということも必要ではないでしょうか。

今年度は、マイナンバーカードを保険証として使えるようなシステム改修も今回盛り込まれたところであり、そのマイナンバーカードの利用については非常に問題があるということを考えておりますので、以上の点で反対であります。

○議長（鷲野聰明君）

他に御意見のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

他に御意見もございませんので、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第22号を採決いたします。

議案第22号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数であります。よって、議案第22号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第23・議案第23号（討論・採決）

○議長（鷲野聰明君）

次に、日程第23・議案第23号：令和2年度愛西市後期高齢者医療特別会計予算を議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず反対討論の発言を許します。

16番・加藤敏彦議員、どうぞ。

○16番（加藤敏彦君）

議案第23号：令和2年度愛西市後期高齢者医療特別会計予算について、討論を行います。

後期高齢者医療制度は、75歳以上の高齢者を国民健康保険や健康保険から追い出して、個人年金から保険料を天引きする、そういう制度であります。

また、2年ごとに保険料を見直し、医療費の増加が即保険者への負担となる制度であります。

日本共産党は、高齢者を年齢で差別し過大な負担を強いる後期高齢者医療制度の廃止を求めていますので、反対をいたします。

○議長（鷲野聰明君）

他に御意見のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

他に御意見もございませんので、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第23号を採決いたします。

議案第23号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数であります。よって、議案第23号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第24・議案第24号（討論・採決）

○議長（鷲野聰明君）

次に、日程第24・議案第24号：令和2年度愛西市介護保険特別会計予算を議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず反対討論の発言を許します。

16番・加藤敏彦議員、どうぞ。

○16番（加藤敏彦君）

議案第24号：令和2年度愛西市介護保険特別会計予算について、討論を行います。

介護保険制度がスタートして20年です。介護を必要とする高齢者に介護サービスを提供する保険ですが、費用の50%を保険料で賄うため、年金生活者の介護保険料の負担が増えております。介護サービスも居住費や食費が自己負担になったり、サービス時間が減らされたり、改悪がされております。

2015年には要支援の訪問介護と通所介護が保険の給付対象から外される、特養、特別養護老人ホームの入所対象が原則、要介護3以上に限定されるなど、介護保険が保険あってサービスなしの状態に進められております。

このような状況でも、自治体が国の制度改悪を住民に提供しないこと、また国に介護保険の責任を果たすよう、特に安倍政権の下で社会保障予算が削られ、福祉予算、介護予算が削られるという状況の中で、予算を増やすことを強く求めることが必要であります。

以上の理由で、議案第24号に反対いたします。

○議長（鷺野聡明君）

他に反対討論はございませんか。

[挙手する者なし]

なければ、次に賛成討論の発言を許します。

6番・吉川三津子議員、どうぞ。

○6番（吉川三津子君）

議案第24号：令和2年度愛西市介護保険特別会計予算について、賛成の立場で討論いたします。

もちろん、かつての介護給付の仕組みを維持してほしいと国の改正に対しては思っています。しかし、高齢者が増え、かつ80歳以上の高齢者が増えて介護サービスを受ける人数が増えるだけでなく、お世話に人手がかかる高齢者が増えるということに今現実なっています。しかし、現場では介護職員が不足し、財源からも職員不足からも困難な状況に陥っています。

こうした状況の中、市として今ある制度の中で少しでもよい介護の仕組みをつくることが重要と考えています。平成25年度制度改正から休まず議会でこの介護の問題を取り上げ、市民の力を借りた住民主体サービスの推進を提案してきました。職員の方々の努力もあり、周辺自治体をリードした動きが今年度からできてきたのではないかと評価しています。

しかし、課題がないわけではありません。毎年取り上げて申し訳ないですが、JAにお願いしているおでかけサロンのことです。人気があって、高齢者の方が楽しみにされていることは重々承知していますが、毎年900万円もの委託料が支払われ、同様もしくはそれ以上にリスクの高い方々の受入れをしている住民主体のサービスには、その7%くらいしか予算措置がされていません。今行われているおでかけサロンは地域の方で運営していただけるよう、住民主体サービスに移行し、地域に根づき、地域の福祉拠点になるように進めていただくことを要望いたします。

また、昨日の中日新聞にも載っていましたが、要支援の方々の訪問介護サービスが市の事業に移行され、サポート時間が減り、大変困っていること。そして、介護保険料を支払うのに精いっぱい、介護サービスを買うお金がない高齢者のこと。

ますます高齢者世代が増えます。若い世代の共稼ぎも増えます。この点を踏まえ、どこに予算をかけるべきかを精査すること、また高齢者の居場所づくりをしたくても場所が確保できない地域もあります。他の部署で行われている空き家対策や社会教育事業などと連携し、少し高

齢者へ目を向けていただくだけで高齢者支援のサービスにつながるものもたくさんあると思いますので、横の連携を今後しっかり取っていただき、皆さんの生活が成り立つためのサービス提供をお願いし、賛成討論といたします。以上です。

○議長（鷺野聰明君）

他に賛成討論はございませんか。

〔挙手する者なし〕

なければ、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第24号を採決いたします。

議案第24号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、議案第24号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第25・議案第25号（討論・採決）

○議長（鷺野聰明君）

次に、日程第25・議案第25号：令和2年度愛西市水道事業会計予算を議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず反対討論の発言を許します。

17番・真野和久議員、どうぞ。

○17番（真野和久君）

それでは、議案第25号：令和2年度愛西市水道事業会計予算に対して、反対討論を行います。

愛西市水道は、合併し愛西市となって、佐織地区と八開地区の水道が合併されました。この間、様々な課題がありました。特に水道料金に関して言うと、県水を減らす中で水道料金をできるだけ維持していくことを求め、そうしたことについては県水を減らしていくことも含めて改善もされてきてはいます。

ただし、水道料金の改定については、この間何度かありました。その中で、これまで安くなった佐織地区の水道料金が引き上げられるという形になってきました。そうした中で、現在、県下8番目に高い水道料金となってしまいました。そうした点も含めて、やはり愛西市の市民にとっても決して安くない水道となっていることは大変大きな問題であります。

そうした中で、水道事業そのものに関しては、まだ比較のお金も持っている状況にありますが、やはり今後料金統一を、まだなされていない料金統一の問題に関してもしっかりとやっていく中で、やはり市民が安心して使える料金へと変更していく必要があります。

こうした今の経緯を踏まえて、水道事業に関しては反対をいたします。

○議長（鷺野聰明君）

他に御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

他に御意見もございませんので、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第25号を採決いたします。

議案第25号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数であります。よって、議案第25号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第26・議案第26号（討論・採決）

○議長（鷲野聰明君）

次に、日程第26・議案第26号：令和2年度愛西市下水道事業会計予算を議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず反対討論の発言を許します。

最初に、18番・河合克平議員、どうぞ。

○18番（河合克平君）

では、議案第26号：令和2年度愛西市下水道事業会計予算について、反対の立場で討論いたします。

事業会計については2年目の予算ということになり、より具体的に状況が分かってきたところでありますが、この事業の継続性が本当に可能なかどうかということについては、非常に課題があるのではないかと考えるところであります。

例えば、セグメント報告としてそれぞれの公共下水、農業集落排水、またコミュニティープラント事業について、それぞれの状況についてのセグメント報告によると、合計で営業損益が11億4,000万円の赤字となっています。このことについては、今後の事業計画を進めるに当たり、さらに赤字が増える可能性もはらんでおり、将来、事業の継続性が非常に危うい状況となっているのではないかとことを示しているところであります。

また、一般会計からの繰入れは7億4,228万円となっております。現状のまま推移すると住民負担が非常に多額になるということについては、誰が考えても分かることではないでしょうか。

今後の事業計画はどのように行っていくのかについて、再検討を行う必要があると考えます。例えば、公共下水の事業化ではなく、合併浄化槽の設置の促進ということに計画を変更していくことが必要ではないでしょうか。また、延滞金や分担金に関わる条例に反する今回の取扱いについては、まさにただしていく必要があるということを示し申し上げまして、以上の点で反対いたします。

○議長（鷲野聰明君）

次に、6番・吉川三津子議員、どうぞ。

○6番（吉川三津子君）

議案第26号：令和2年度愛西市下水道事業会計予算について、反対の立場で討論いたします。

今回の議会でいろいろ問題提起をさせていただきましたが、使用料及び分担金等に延滞金徴収をすることが条例で定められていながら、徴収システムさえ準備されていなかったことが明

らかになりました。

平成21年、条例制定をしたとき、部長は延滞金の仕組みがあるのでよろしくと議会で説明しています。さらに、平成28年1月に作成した愛西市税外債権管理マニュアルにおいても、公共下水道の分担金に対する延滞金の仕組みについての記述があり、そして2年前でしょうか、企業会計への移行時のコンピューターシステム改修費用にこの分担金延滞システムを導入しています。ですから、市としては、条例に延滞金を徴収しなければならないとの記述があることは理解していたにもかかわらず怠っていたことは明らかであります。

公共下水道の分担金及び使用料は公債権であり、公債権でも強制徴収公債権に位置づけられており、税金と同じ位置づけのものです。また、条例で定められていない分担金免除がされていることも明らかになりました。延滞金徴収も分担金免除も市民の公平性を保つためにつくられた仕組みのはずです。今回の件は、地方公務員法にある法や条例を守って業務をすることという点で、大変この法に違反しており、また国家賠償法にも係る大きな問題と捉えております。

この公共下水道は、国の補助金、一般会計の繰入れと、そして足りない部分が分担金で補われて工事が進められています。しかし、当初の事業計画の分担金徴収予定額に至っていないことも今回の議会の答弁で明らかになりました。決算書には延滞金予算額3,000円と記載され、決算額はゼロになっている資料を受け取っていた私たち議員にも、本当にこの10年間気づかずにいたことには大変責任があります。そして、事業費についても、合併当初から282億円と示されながら、物価も上がり、人件費も上がっているのにそれを指摘することもなく、360億円に膨らんでいることにも気づかなかったこと、そういったことにも議会として大変責任を感じているわけです。

この分担金徴収額が予定どおりに集まっていないということは、この公共下水道事業に大変危機があるということであると思っております。そしてさらに、宅内工事が今まで以上に高齢化が進み進まず、赤字が増えているという現状もあります。直ちに、この公共下水道の事業計画は工事区域も含めて見直すべきと考えますので、反対といたします。以上です。

○議長（鷺野聰明君）

他に御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

他に御意見もございませんので、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第26号を採決いたします。

議案第26号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、議案第26号は原案のとおり可決決定といたします。

これより先は追加議案の案件となりますので、ここでお昼の休憩とさせていただきますが、短い時間ではございますが、追加議案の精読のほうをよろしく願いいたしまして、午後の審議に臨んでいただくよう、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、ここでお昼の休憩に入りたいと思います。再開は午後0時半とさせていただきます

すのでよろしく申し上げます。

午前11時26分 休憩

午後 0 時30分 再開

○議長（鷺野聰明君）

お昼の休憩を解きまして、会議を再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第27・議案第27号（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（鷺野聰明君）

次に、日程第27・議案第27号：愛西市下水道条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○上下水道部長（鷺野継久君）

それでは、議案第27号の御説明をさせていただきます。

議案第27号：愛西市下水道条例の一部改正について。

愛西市下水道条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

本日提出、市長名でございます。

提案理由といたしまして、この案を提出するのは、公共下水道事業における使用料に係る延滞金の規定を整備するため、改正する必要があるからでございます。

それでは、最後につけてあります資料2を御覧ください。

改正の概要につきましては、公共下水道事業における使用料の延滞金に係る規定を改正するものでございます。

改正の理由としましては、公共下水道事業の延滞金に係る規定と他の農業集落排水事業等の延滞金に係る規定の整合性を図るものでございます。

改正の内容につきましては、公共下水道事業における延滞金について、必ず納付しなければならないとされている規定を徴収することができるとする規定に改正するものでございます。

施行日は、令和2年4月1日でございます。

以上、説明とさせていただきます。

○議長（鷺野聰明君）

次に、議案第27号について質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

[挙手する者あり]

吉川三津子議員。

○6番（吉川三津子君）

それでは、順次質問させていただくわけですが、最初に、こういった条例の改正を委員会付託もせず、最終日に出してくることはいかなものかということでございますし、今回の案件というのは、職員の不作為として監査請求をかけられても仕方がない案件であるということを一言申し上げて、質問させていただきたいと思っております。

先ほどの討論の中でも申し上げましたが、平成21年には延滞金を処理すると答弁し、その後には企業会計のシステムのときに分担金の延滞金をかけるシステムを入れたりとか、今議会の本会議では、分担金のみに延滞金をかけると答弁し、委員会のほうでは分担金と使用料の延滞金をなくすというような、二転三転と方針が変わってきているわけです。

市の答弁のこうした一貫性がない中、なぜ急いで改正するのか、その点について、まずは1点お聞きしたいと思います。

そして次に、先ほどから分担金とか使用料の改正をしようと言っていて、今回使用料のみになっているわけですが、なぜ使用料のみに絞ったのか、どんな問題があるのか、お聞かせを頂きたいと思います。

それから3点目、水道というのは、滞納があったりすると止めることができる。でも下水は止めることができないということで、そういった止水をしてストップするという手段を持たないがために、使用料に延滞金制度を設けたのではないかということを考えるわけですね。多分そういうことがあって、いろんな自治体でも下水道に対しては止めることができないから延滞金をつけるんだという考えの下、動いてきていると思います。

今回なぜできる規定にしたのか、その点についてお伺いをしたいと思います。

それからあと4点目ですね。4点目として、今回4月1日から施行するということなんです。こういった条例で附則で何年に遡ってこの条文を運用していくということがないので、4月1日以前については旧条例の運用がされると思いますが、その考え方でよいのか、お聞かせを頂きたいと思います。

まずは、その4点お願いいたします。

#### ○上下水道部長（鷲野継久君）

まず1点目の市の答弁に一貫性がないという御質問で、急いで改正するかということでございますが、年度途中では不公平感があると考えまして、早急に対応したいものでございます。

2点目のなぜ使用料のみの改正かという問いだと思いますが、農業集落排水等の整合性が図られていない問題を解決するためでございます。

3点目のなぜできる規定かということでございますが、将来、料金体系を見直す際には延滞金の取扱いについて改めて検討できるようにするためでございます。

あと、問い4の改正前に不遡及の関係で、改正前について改正前の条例の適用の考えはということだと思いますが、改正案は先ほど申し上げました令和2年4月1日より施行日とさせていただきます。改正前につきましては、慎重に対応をしまいたいと思っております。以上でございます。

#### ○6番（吉川三津子君）

2つ目の質問の中で、なぜ使用料のみの改正かということで、農業集落排水との整合性を取るためという答弁がございました。

農業集落排水というのは、公債権の中でも非強制公債権、下水道のほうは強制公債権ということで、滞納処分についても手続がかなり違ってくるのかなというところでなんです。3つ

目の質問の中で、改めてできる規定についても検討する余地を残すためということの御答弁がありましたので、こういった公債権でも2種類あるということも鑑みて再検討をすると、そういった余地を残すという意味でよろしいのか、御答弁のほうを確認させていただきたいと思えます。

それからもう一点、附則で遡ってはしないということなので旧条例の適用となると。慎重に進めていくということなんですけれども、旧条例の適用であるという認識はあるんですねというところでの確認をさせていただきたいと思えます。

それからあと、今回大変本当に大きな問題なんです。地方公務員法やら、何やら法律違反で、監査請求かけられても仕方がない大きな課題なんですけれども、こういった白馬村ですか、こういったところでも同じような事件が起きて、専門家を交えた過去の検証というのを行っているんです。他の自治体にもよく似た事例が数件あって調べました。やはりそういったところでも、専門家を交えた検討委員会的なものを設けて、経緯の検証、なぜこんなことが起きたのか、損害額はどれぐらいだったのか、これからどうしていくのかというような、そういったやっぱり検証の会議を開いているわけです。そういったことに対してどう取り組んでいくのか、お聞かせを頂きたいというふうに思えます。

それからあと、これ多分、この愛西市でも税外債権管理マニュアルというのがある、その中にたくさん税外の債権があります。これは多分、下水道だけの問題ではない部分がたくさんあると思えますが、水道代として今回この問題が表に出ましたが、どのように改善等をしていくのか、その点についてお聞かせを頂きたいと思えます。以上です。

#### ○上下水道部長（鷲野継久君）

議員の再質問のほうの再検討の関係でございますが、議員のおっしゃるとおり、再検討していきたいと思っております、将来的に。よろしく申し上げます。

旧条例の認識でよいかということは、そのとおりでございます。

次に、今後の解決に向けての調査のスケジュールはということで、今後につきましては、今調査をしておるところでございますので未定であります、これまでの経緯を振り返る中で、今回の件を真摯に受け止めて、職員の意識改革などに努めてまいりたいと思っております。以上でございます。

#### ○総務部長（奥田哲弘君）

市全体ということでございますので、私のほうから答弁をさせていただきます。

現在、本年4月1日施行の民法改正を含めた税外債権マニュアルの改訂版を策定中でございます。今後はマニュアルを活用して、関係部署職員の勉強会を定期的に行うなどして担当者の理解を深め、税外債権の適正な管理、徴収に努めてまいります。

また、新年度からは収納課が市全体の債権に関して管理、指導、助言を行うよう事務分掌を改め、各課が実施する債権管理の適正化を確保し、公正かつ公平な市民負担の確保を図り、健全な行財政運営を目指してまいりたいと考えております。以上です。

#### ○議長（鷲野聡明君）

他に質疑はございませんか。

[挙手する者あり]

河合克平議員。

○18番（河合克平君）

では、この議案第27号：愛西市下水道条例の一部改正について、質問をいたします。

今回の件については、吉川さん同様、条例という、いわゆる法律ですね、市の法律が最終日に出されるということについては非常に問題のある行政運営だということについては、まず1点申し上げたいと思いますが、この中で下水道について、まず滞納というのはあるのかどうかと、延滞という、要するに納付がされていない分についてはあるのかどうかということについて、まず最初に確認をさせていただきます。

当年度が幾らで、過年度が幾らなのか。また、請求時効があるところまでだと思いますが、時効は何年で、その時効については、3年だと思いますがその確認を、時効以前のものについては幾らぐらい不納欠損となっているのか、お伺いをします。

それがまず1点目です。

2点目、今指摘がありました、水道代と下水道代については性格が違いまして、水道代については、未納ということになれば止栓をすることが出来ます。下水道代については止栓をする方法がありません。ということは、水道代だけを払えば開栓をしていただけるという取扱いになると理解をしておりますが、そういったことでいいかどうか。水道代だけ未納がなくなれば開栓をするかどうかですね、そのことについて確認です。

それがそうだとするならば、下水道代についての収納の状況というのは非常に収納がしづらくなる可能性もあって、延滞税というのが必要な部分があるのかなあということは感じたところであります。

地方税法に関わる地方税、また国民健康保険税については、税という名のつくものも含めて延滞金がついているという状況も片方であるわけで、それについて納付者、納付期日を守るかどうかということについて、ひとつ行政の運営の状況として、そういった延滞税を必ずつけるというところに行政運営上の必要性があってこのようなものになったんだかと思うんですが、そのことについて、再度そういうことなのかお伺いをします。

3点目ですが、10年前にこの条例は改正をされて、そのときから使用料に係る延滞税については賦課をしていく状況がありますが、そのときに使用料に係るシステム改修ですね、延滞税を計算するシステム改修は10年前にはされていたのかどうか。負担金については、昨年システム改修はしましたというような話もありましたが、使用料についても当然10年前にシステム改修がされ、その計算も行われていたのではないかと思うのですが、そのことについてお伺いをします。

最後に、委員会の中で地方自治法231条の3によって、市長が必要とあれば賦課することができるという、延滞金についてはそういうものであるもので、条例に記載があっても市長がしなくてもいいよということであれば、延滞金については取らなくてもいいという取扱いをして、

過去においてもしますというようなお話もありましたが、そういうことではなくて、今吉川さんが確認をした、過去のものについては延滞税を取る、慎重に検討をすると言いながら取る方向で検討するのかどうかについてお伺いします。

以上4点お願いします。

#### ○下水道課長（山田英穂君）

失礼します。

まず、公共下水道の使用料のほうの滞納があるかということですが、ちょっと今、資料のほうで30年度決算の調定額と打ち切り決算後の収納額の数字しかちょっと手元にございせんもので、この数字を読み上げさせていただきます。

まず、公共下水道使用料調定額、現年度分が1億4,412万4,420円、過年度分が151万6,147円、収納額が現年度分1億4,306万978円、過年度分が41万5,287円になっております。

続きまして、公共下水道の受益者負担金のほうですが、現年度分が2,897万8,500円、過年度分が317万7,500円、収納額につきましては、現年度分が2,798万3,200円、過年度分が108万8,900円になっております。

続いて、受益者分担金のほうです。調定額、現年度分が4,215万8,200円、過年度分が306万8,800円、収納額が現年度分が4,052万7,300円、過年度分が69万1,900円。

続きまして、区域外流入分担金でございます。調定額、現年度分が111万700円、過年度分はございません。収納額が同額の111万700円になっております。以上でございます。

時効については、ちょっと今調査しておりますもので、今調べておる最中でございます。以上でございます。

#### ○上下水道部長（鷲野継久君）

先ほどの河合議員の水道と下水道の関係の給水停止の関係でございますが、おっしゃるとおり、上水のほうは給水停止をして料金徴収に寄与しておるんですが、そのときに下水は当然、一旦止められて、一緒に同時納付させていただくときもあります。その後は給水停止にかかわらず、下水は滞納処理をしておるところでございます。

それと10年前の条例改正の使用料のシステムはという御質問だったと思いますが、そのときにはシステムの設定はしておりませんでした。

それから、自治法の231条の関係で、上位法の関係で今後取っていくのかという御質問だったと思いますが、その辺は慎重に対応していきたいと思っておるところでございます。以上でございます。

#### ○18番（河合克平君）

そうすると当年、過年度分で、大体過年度分でも五、六百万円であるという状況かと思うんですが、それに対する延滞金をつけるのはシステムはないということなので、延滞金をつける計算もできないのか、その計算はできるのか教えてください。

あと、時効については、料金ですので3年かと思うんですが、今まで取ることができていないので、それについて慎重というものの具体的な方法、市長は理由があれば延滞金を徴収しな

くてもいいという、そういう条項もあると思いますので、免除にすることができるという条項もありますので、特別な理由ということについてどうしていくのかについて、もう一点お伺いをします。

あと、水道代と下水道代については、水道代を支払えば開栓はするわけで、そういったことでは、下水道代については止めておくことができないので、そのまま止めることもできないという状況の中で、今後、徴収業務はどう行っていくのかについてお伺いをします。

あと、もう一度確認なんですが、委員会のときには231条があるので、上位法の問題で過去の分についても取りませんという話をしていたと思うんですが、それについては、そうではなくて変更で、過去の分についても取る方向で慎重に検討していくという流れでいいのか教えてください。

#### ○上下水道部長（鷲野継久君）

過年度分の計算ができないかということでございます。システムが今入っておりませんが、エクセルとか手計算では計算ができるかと考えております。

3年の時効については、今調査をしておるところでございますので、慎重に対応していきたいと思っております。

今後の徴収の業務はというところでございますが、先ほどの給水停止の関係で、当然今、南部水道さんのほうにも滞納整理の関係で、給水停止するときに、もし納めていただければ納めていただくように今交渉して、来年度から納めていただけるように今調整をしておるところでございます。

過年度の関係でございますけど、最後の、これについては吉川議員にもお答えしたように慎重に対応していきたいと思っておりますが、分納して納めていただいている方も中にはおりますので、そういった方も慎重に調べて対応していきたいと考えております。以上でございます。

#### ○議長（鷲野聰明君）

他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

議案第27号につきましては、本日が本定例会の最終日でございますので、会議規則第36条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第27号につきましては委員会への付託を省略することに決定いたしました。

次に、議案第27号について討論を行います。

御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者あり〕

吉川三津子議員。

#### ○6番（吉川三津子君）

賛成の立場で討論をさせていただきます。

公共下水については反対の立場なんですけれども、料金を徴収するところの改正ですので賛成とさせていただくわけなんですけど、今回、本当に私自身初めてこの市の債権について一生懸命勉強させていただいて、私債権、公債権があり、そしてこの私債権を徴収するためにはいろんな法律が絡んでいるということを勉強させていただきました。

しかし今回、本当にこの条例に反した運用がされていたということに対しては、何と云っていいのか、残念でなりません。このことがほかの事業にもある可能性がある、やっぱり1つ見つけると私たちはそう思ってしまうので、やはり全市を挙げて今の事業の見直しと、そして法遵守ということがとても大切なことを皆さんで再度自覚していただきたいということを思っています。

今回の件で、私も先ほど申し上げましたように、いろんな自治体のこういった債権処理で誤った処理が行われた後、どのような対処がされたかということまで調べました。やはり、きちんと損害額、いつ、こんなことがあって間違えた、そんなことを明らかにしながら次につなげていくということをしておりますので、ぜひその調査、報告はしっかりとさせていただきますようお願いをしたいと思います。

それから、滞納金につきましては、一方では生活に困っている方に滞納金を支払わせるのはいかななものかという意見があるかもしれません。でも、その減免のところはきちんと条例、規則の中で枠を広げ、そういった人たちが救われるような条例の見直しもお願いをしたいと思います。この延滞金というのは、公正性を保つためにつくられたはずです。そこをもう一度皆さんで認識をし直していただきたいと思います。

それからもう一点、今回できる規定に変わりました。このできる規定というのは、裁判の判例を見ると市町村の裁量権ということで裁判は進められます。しかし、この行政法を専門にする法律家に聞きますと、このできる規定を条例に含めるということは、やるということの意味する、やらないなら書く必要がないということなんです。ですから今後、見直しの中でできる規定として残していくんだという答弁がありました。このできる規定をどうするのか、どう使っていくのか。使い方を間違えれば、また訴えられるということも出てきます。そういったところをしっかりと、できる規定の運用の仕方についても明確に示していただきたいというふうに思っています。

私は、若い職員の方とお話する機会もあります。優秀な方もたくさんいらっしゃいます。きっとこの条例違反のことを気づいていた若い職員の方もいらっしゃるんじゃないでしょうか。そういった面で、若い方々の意見も通るような風通しのいい行政運営がされることを要望して、賛成討論とさせていただきます。以上です。

#### ○議長（鷲野聡明君）

その他、御意見のある方は。

[挙手する者あり]

河合克平議員。

○18番（河合克平君）

では、議案第27号：愛西市下水道条例の一部改正について、賛成の立場で討論いたします。

今回の内容については、延滞金についての取扱いについて、今までとは違う、納めなければならないというものから徴収することができるという内容の規定に変わり、今後どのようにしていくかということについては、今、不確かではありますが、延滞金の取扱いについては慎重に行っていくというお話もあったところでもあります。我々は延滞金については、さらに負担を負うこととなってしまおうという点では、その人の経済状況等を含めて、延滞金についてはできる限りかけないほうが良いということを目頃から言っているところでもありますので、そういった点では、延滞金の取扱いを変更するという点については賛成とするところではありますが、今ここに至るまでの間に対するモラルというか、行政モラルという点でいうと非常に問題がある行政の運営がされているということがあります。

本会議でも一般会計の予算のときにもお話もしましたし、その以前の解約金のところでもお話をしましたが、本当に後から分かったからと言いながら、モラルが今回、より欠如しているんだなということが明らかになったところでもありますので、そういった行政モラルはどうこれからしていくかということについては大きな課題であるというふうに思いますので、そういった点ではここ数年、トイレの問題もそうでしたが、数年続いている行政モラルをどうしていくのかということについては、それぞれの行政の運営をする方々は深く心に刻んでいただいて、どう正常に戻していくかということを取り組んでいただきたいということを要望いたしまして、賛成といたします。

○議長（鷲野聰明君）

ほかに討論ございますか。

[挙手する者なし]

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第27号を採決いたします。

議案第27号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第27号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第28・発議第1号（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（鷲野聰明君）

次に、日程第28・発議第1号：愛西市議会委員会条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

議会運営委員長。

○議会運営委員長（鬼頭勝治君）

それでは、愛西市議会委員会条例の一部改正についてを説明いたします。

発議第1号、令和2年3月23日、愛西市議会議長・鷺野聰明殿、議会運営委員会委員長・鬼頭勝治。

愛西市議会委員会条例の一部改正について。

愛西市議会委員会条例の一部を改正する条例を愛西市議会会議規則第13条第2項の規定により提出する。

提案理由といたしまして、新たに部を設置する等のため改正する必要があるからでございます。

はねていただきまして、愛西市議会委員会条例の一部を改正する条例でございますが、第2条第2項の表2、建設福祉委員会の項中「健康福祉部」を「健康子ども部、保険福祉部」に改めるものであります。

附則といたしまして、この条例は、令和2年4月1日より施行するという内容でございます。

以上、よろしく願いをいたします。

○議長（鷺野聰明君）

次に、発議第1号について質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

発議第1号につきましては、会議規則第36条第2項の規定により、委員会への付託を省略いたします。

次に、発議第1号について討論を行います。

御意見のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、発議第1号を採決いたします。

発議第1号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、発議第1号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第29・選挙第1号

○議長（鷺野聰明君）

次に、日程第29・選挙第1号：海部地区環境事務組合議会議員の選挙についてを議題といたします。

お諮りをいたします。選挙の方法につきましては地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。  
お諮りをいたします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。  
それでは、海部地区環境事務組合議会議員に山岡幹雄議員と真野和久議員を指名いたします。  
お諮りをいたします。ただいま議長において指名をいたしました山岡幹雄議員と真野和久議員を海部地区環境事務組合議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、山岡幹雄議員と真野和久議員が海部地区環境事務組合議会議員に当選されました。

ただいま海部地区環境事務組合議会議員に当選されました山岡幹雄議員と真野和久議員が議席におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により告知をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第30・選挙第2号

○議長（鷺野聰明君）

次に、日程第30・選挙第2号：海部地区水防事務組合議会議員の補欠選挙について（市長推薦）を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○議会事務局長（服部徳次君）

それでは、海部地区水防事務組合議会議員の補欠選挙について（市長推薦）を御説明いたします。

組合規約第6条ただし書による組合議会議員の石河靖雄氏の辞職によりまして、今回補欠選挙をお願いするもので、市長から現在、愛西市消防団副団長兼佐織方面隊長の伊藤義明氏が推薦されております。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（鷺野聰明君）

お諮りをいたします。海部地区水防事務組合規約第6条ただし書の規定による組合議会議員については、市長推薦のとおり伊藤義明氏を海部地区水防事務組合議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、伊藤義明氏が海部地区水防事務組合規約第6条ただし書の規定による組合議会議員に当選されました。

海部地区水防事務組合議会議員に当選されました伊藤義明氏には、文書をもって会議規則第31条第2項の規定により当選の告知をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第31・議会運営委員会の閉会中の継続審査について

○議長（鷺野聰明君）

次に、日程第31・議会運営委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

議会運営委員長から所管事務について、会議規則第109条の規定により、閉会中の継続審査を要する旨の申出書の提出がありました。

お諮りいたします。議会運営委員長からの申出のとおり、所管事務について、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、議会運営委員長からの申出のとおり、所管事務について、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第32・議会広報特別委員会の閉会中の継続審査について

○議長（鷺野聰明君）

次に、日程第32・議会広報特別委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

議会広報特別委員長から所管事務について、会議規則第109条の規定により、閉会中に継続審査を要する旨の申出書の提出がありました。

お諮りいたします。議会広報特別委員長からの申出のとおり、所管事務について、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、議会広報特別委員長からの申出のとおり、所管事務について、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（鷺野聰明君）

以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。

閉会の前に、市長から発言を求められておりますので許可いたします。

○市長（日永貴章君）

閉会に当たり、一言御挨拶申し上げます。

2月27日に開会をいたしました本定例会でございますが、議員各位におかれましては、令和2年度当初予算をはじめ多くの議案に対しまして質疑を通じ御議論を頂くとともに、各議案に御議決を賜り、誠にありがとうございました。

特に、本日追加上程いたしました下水道条例改正案につきましては、慌ただしい日程の中での御議論を経て御議決を頂きまして、改めて感謝申し上げます。

条例に基づく事務につきまして、事務執行が行われていなかったことを真摯に受け止め、全職員が反省をし、今後はこういったことのないよう職員一同、気を引き締めて事務に当たってまいりたいと思っております。

各議案の質疑・討論などで賜りました御意見などにつきましては、今後の市政運営に生かしてまいりたいと考えておりますので、皆様方の御理解、御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

さて、本議会は、新型コロナウイルスの感染拡大のさなかでの開催となりました。議会開会日の翌日には緊急声明が発表され、市内の全小・中学校が休校となりました。在校生との別れを告げるいとまもなく学校生活を終えなければならなかった卒業生の皆さんの気持ちを思うと胸が痛みますが、これ以上の感染拡大を防ぐべく、今後も全力で取り組んでいくところでございます。

さて、本議会で御議決を頂きました令和2年度予算につきましては、子ども医療費助成、幼稚園・保育所等副食費助成など、子育て世代のニーズに応える事業、そして道の駅周辺整備、児童発達支援センター整備など未来につながる事業を盛り込んでおります。人、自然、愛があふれるまちの実現に向け、施策を一步一步着実に進めていきたいと思っております。市民の皆様方の御理解、御協力をお願いするとともに、議員各位におかれましては、引き続き事業の推進に御支援を賜りますよう、よろしく願いをいたします。

さて、令和元年度も年度末を迎えまして、長年市政を支えてこられた部長5名をはじめ、年度途中の退職者も含め32名の職員が退職をいたします。そして、4月からは再任用職員を含め28名の新規採用職員を新たに迎え、令和2年度がスタートいたします。退職職員各位のこれまでの功績をたたえるとともに、今後はそれぞれの立場で愛西市のため引き続き御尽力を頂きたいと思っております。こうした年度の区切りを重ねつつ、人材育成に努め、職員個々の能力を発揮に力を注ぐとともに、職員一丸となって業務に邁進できる組織をつくっていきたいと考えております。

最後になりますが、新型コロナウイルスの影響を受け、市民の皆様方が大変な思いで過ごしておられる中、議員各位におかれましても御健康に十分御留意を頂き、市政発展に向け、共に御尽力いただきますようお願い申し上げます。閉会に当たりましての挨拶にさせていただきます。誠にありがとうございました。

**○議長（鷲野聰明君）**

これにて令和2年3月愛西市議会定例会を閉会いたします。

午後1時16分 閉会

この会議録は、会議の経過を記載して、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

愛西市議会  
議長

鷺野 聡 明

会議録署名議員  
第16番議員

加藤 敏 彦

会議録署名議員  
第17番議員

真野 和 久